

審査結果の概要

1 請求人の主張

- (1) 審査等を求める議員の氏名
小野元嗣議員
- (2) 審査等請求の対象となる事由の該当条項
草津市議会議員政治倫理条例（以下「倫理条例」という。）第3条第1項第1号
- (3) 審査等請求の対象となる事由の内容
玉川学区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が主催する特定の政党所属の議員による「政務報告会」を企画し、ポスターやチラシを作成し、玉川学区内の町内会の掲示板に張り出すとともに、町内回覧板にて回覧した。
当該活動は、草津市協働のまちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）第11条第1項第7号に抵触するおそれがあり、協議会の顧問として指導する立場、議員として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、政治倫理規準を遵守して活動しなければならない立場、更には監査委員の立場でありながら、当該活動に携わったことは市民の代表者としての品位と名誉を著しく損なう行為である。
また、当該活動について、質問状を送付し、回答を得たが、その内容には不信感を抱くとともに誠意も感じられないものであった。

2 議員の説明

- (1) 請求書等に添付された証拠資料7-1、7-2（チラシが配付された会議の写真）は、平成30年1月に私自身も出席した協議会の理事会のものである。
- (2) チラシを見た（本件企画を知った）際にまちづくり条例に抵触するおそれがあると感じたが、結果的に顧問としてチラシの配布を防止できなかったことについては反省している。
- (3) 3月に開催された本件企画については、弁士としては登壇せず、市民として参加した。

3 審査会の判断

- (1) 倫理条例上の政治倫理規準違反の存否については、政務報告会の企画段階における関与の程度等を踏まえ総合的に判断すると、倫理条例第3条第1項第1号に明確に違反しているとまでは言えない。
- (2) しかしながら、企画段階において、自身が顧問を務める協議会に対し、議員として、まちづくり条例の趣旨を伝え、同条例に抵触するおそれのない適切な形での開催に導くべきであった。

4 判断の理由

- (1) 政治倫理規準については、倫理条例第3条第1項第1号において「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と規定されており、まち

づくり条例に抵触するおそれがあると市から指摘された政務報告会の企画に関与した疑いを市民から持たれたことは、議員としての資質を問われる迂闊な行為であったことは否めないが、議員の当該企画への関わりが主導的立場および積極的関与ではなかった点を考慮すると、同号の規定に明確に違反しているとはまでは言えない。

- (2) しかし、議員の職にある者は、自らの高潔性を保ち、法令の趣旨を深く考えて行動すべきである。市からの指摘を受けた協議会の判断により、まちづくり条例に抵触するおそれは回避されたが、本来であれば、同条例の趣旨を最も理解している議員が的確な助言をするべきであった。
- (3) また、請求人は、本件企画に係る質問状を受けた議員の回答内容が「事実と異なり不信感を抱く」と主張する。

議員の回答は、住民からの指摘に対して誠実に対応しているとは言い難く、事実を詳らかにしようとしていない。そのような対応が住民の不信感を招いている。議員の不適切な行為に関する住民からの指摘に対して、議員は真摯に向き合うべきである。